

教職員しか加入できない教弘保険 7つの特徴

- **年齢による保険料の増額なし**
生命保険の多くは年齢に応じて保険料が高くなっていきますが、教弘保険は年齢・性別に関わりなく保険料は一律で、年齢が高くなったからといって保険料が上がることはありません。
- **転職・退職・病気になられても保険料そのまま**
加入後に転職・退職、病気になられても保険料は上がりません。教弘保険は、学校や教育委員会等にお勤めの教職員の方しか加入できない生命保険です（県職員の方などは、学校や教育委員会等に勤務されている時には教弘保険に加入できますが、首長部局に異動されると加入することはできません）。
- **リビングニーズ特約を無料で付加**
余命6か月以内と診断された場合に、生存中に保険金を受け取ることができる「リビングニーズ特約」を無料で付けることができます。
- **各種福祉事業を用意**
教弘保険に加入されている方は、各種福祉事業（宿泊補助・結婚祝金・出産祝金等）を受けることができます。ご自身による申請が必要です（様式は、弘済会岐阜支部HPから入手できます）。
- **ライフサポート倶楽部会員としての特典**
弘済会の会員は、「ライフサポート倶楽部の会員」になります。全国各地のホテルの宿泊や様々な施設等を利用する際に割引などの特典があります。
- **保険金支払・給付は速く確実**
ジブラルタ生命保険（株）（提携保険会社）では、全学校に担当を配置し、迅速に対応します。
- **保険料が低廉な分、付属保険によってニーズに応じたプランの利用も可**

「教弘保険」は
学校・教育委員会等にお勤めの教職員の皆様しか加入できない
弘済会ブランドの生命保険



令和 元年7月号
発行
公益財団法人
日本教育公務員
弘済会 岐阜支部
Tel 058-272-9513

学校生協様の封筒で弘済会に申請書等を送付しないでください



弘済会岐阜支部は、学校生協会館の中に事務所を借りていますが、**学校生協様とは全く別の団体**です。

時折、学校生協様の封筒を使って祝い金等の申請書を送付される方があり、学校生協様に多大なご迷惑をおかけしています。

弘済会関係の申請書等を送付される場合、**学校生協様の封筒はご使用にならないようお願いいたします**（なお、申請書の送付は、申請漏れを防ぐために**ご本人の手**でお願いします）。



提携保険会社
ジブラルタ生命保険
株式会社
営業所電話番号

岐阜第1・2営業所
058-267-6006
大垣営業所
0584-83-4500
関営業所
0575-22-3793
美濃加茂営業所
0574-25-3658
多治見営業所
0572-21-3732
中津川営業所
0573-65-3517
高山営業所
0577-32-1623

「目的と手段をはき違えてはいけない。」とよく言われる。「独り言」で取り上げた組織作りの指導などは、まさにそれに当てはまる事例だろう。「学級委員決め（手段を通して何を学ばせるのか（目的）」がなかった私は、「決めること」を「目的」にしていたから、陥ってしまった失敗談である。

教員5年目。大規模中学校に異動し、4月末から担任になった私は大いに戸惑った。「朝活」と称される「朝の活動の時間」が20分、「帰りの会」も20分、更には学級指導（所謂ロングホームルームの時間）が週に2コマ。加えて「学校裁量の時間（殆どは学級で使える時間）」もあった。学級がうまく機能しているのであれば、こうした時間もそれほど負担ではなかっただろうが、毎日が生徒との対立の繰り返しだった私にとって、これらの時間は苦痛以外の何物でもなかった。「どうやってこれらの時間をこなせばいいのか。」という発想しかなかった。中でも毎日ある「帰りの会」は、日課では20分という設定になっていたが、どの学級も20分で終わることほなく、30分も40分も話し合いを続けられるのが殆どであった。それ故、自分の学級だけが決められた時間通りに終わることには後ろめたさすら感じていた。「問題が多い学級だから、ちゃんと指導できないのだろう。」と思われたくないという、歪んだプライドがあったと言ってもいいのかもしれない。そして、「帰りの会を通して何を考えさせ、何に気付かせるのか。」ではなく、「どうやって帰りの会の時間を長引かせ、他の学級との差を誤魔化すのか」という発想にいつしか陥っていた。

そして、担任によって長引かされる帰りの会の時間、生徒達がどんな気持ちで椅子に座っているのかなど思いもしなかった。

（裏面に続く）

弘済会の指の独り言(3)

教員免許更新講習補助申請受付中

申請書 続々と到着

教員免許更新講習補助の仕組み

- 1 教員免許更新者は、修了確認期限の前年度と当年度の2年間の内に所定の講習を受講
- 2 受講完了者は、「修了確認」の申請手続きし、県教委からの「修了確認証明書」を受領
- 3 弘済会は、この補助の申請受付を受講期間の「2年目」に設定

本年度の補助対象者

平成32年3月31日が修了確認期限（新免許状の場合は、有効期間満了日）となっている方を対象とする「教員免許更新講習（第10グループ）」を受講し、

修了確認が完了した**教弘会員**

<該当の有無を確認する方法>

修了手続き後に県教委から送付された「修了確認証明書」の「**次の修了確認期限**」が**平成42年3月31日**となっていること

補助の内容

図書カード3千円

申請の締切

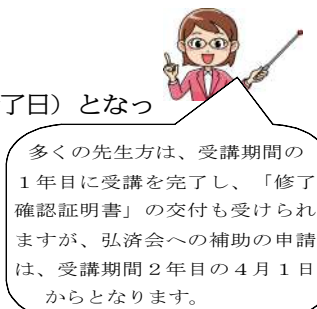
本年12月10日

（「修了確認証明書」が本年12月1日以降に交付された場合のみ来年2月15日締切）

申請方法

「弘済会岐阜支部」と検索し、岐阜支部HPから申請書をダウンロード・弘済会に送付

* 改元前に交付された「修了確認証明書」等では、平成表記となっています。



多くの先生方は、受講期間の1年目に受講を完了し、「修了確認証明書」の交付も受けられますが、弘済会への補助の申請は、受講期間2年目の4月1日からとなります。



弘済会では、ジブラルタ生命保険（株）・ベルマーク財団と協力して、全国のへき地学校（2級以上）で「一輪車講習会」を実施しています。岐阜支部では、本年度3校（郡上市立石徹白小学校・小川小学校・高山市立荘川小学校）で実施しました。



一輪車講習会

弘済会の共済事業（提携保険事業）提携会社であるジブラルタ生命保険（株）が扱う保険には、弘済会ブランドの「教弘」と付く保険が幾つかあります。**福祉事業の対象となるのは「新教**

結婚祝いや宿泊補助等の福祉事業の対象となる保険はどの保険でしょうか。私の妻は教員ではなく、ジブラルタ生命保険の「ドル建ての介護保険」に加入しています。これは福祉事業の対象になりますか。



質問

「弘済会」と「ユース教弘保険」で、毎月、教職員事務センターから送付される請求書明細の教弘保険の欄に請求額が記載されている保険です（以前からご加入いただいている方の場合、保険の名称が異なる場合・口数要件があります）。

「新教弘医療保険α」「新教弘介護保障付終身保険」「教弘グループ保険」「ファミリー教弘終身保険α」などは対象にはなりません（ご不明な時は、学校担当LC、又は弘済会岐阜支部までお問い合わせください）。

講師（一輪車の世界チャンピオン2名）が素晴らしい演技を披露した後、子どもたちに実技講習を実施しました。

今からでも間に合う

へき地学校対象の一輪車講習会

ベルマーク財団では、弘済会と協力して実施する一輪車講習会以外にも「へき地学校（準・1級へき地学校も対象）」に一輪車講師を派遣する事業（学校負担は原則なし・講師は2名）を行っています。

本年度2学期以降について若干の予算枠が残っており、今からでも申し込みが可能との情報をいただきました。ご希望がある場合は、岐阜支部支部長までお問い合わせください。

新聞記事からでもテレビドラマからでもいい、感動的な事例など拾おうとすれば幾らでもあるのに、その発想に立つこともなかった。問題点は取り上げ反省を強いるという、言ってみれば「問題行為追及型の帰りの会」に終始していた。人は誰も「認められたい・褒められたい」という思いをもっている。しかし、当時の私はそんな当たり前のことすら気がなかった。そうした私の指導へのしっぺ返しでも言えることが、3年生の後期に巡ってきた。私の学級では、帰りの会の司会進行を議長が務めることになっていったが、問題のある生徒と決めつけ、認めること・褒めることが一度もなかったA男が、議長に立候補し当選した。彼は帰りの会を仕切り、係の生徒から問題が提起されると「それはB子さんが悪いからです」と、徹底して一人の女子生徒に批判の矛先を向けたのである。そして、そうした進行の仕方について指導しようとする私と、真正面から対立した。

後に先輩の先生から教えられたことがある。「形式の問題ではないけれども、僕は7つ位の形を考えて指導している。特に4月当初は『認め合い型』を大切に、学級の成熟に合わせてその他の型に気付かせつつ教えている」と。

- **認め合い型帰りの会**
頑張った仲間や行為を認め合い、その行為の奥にある意味や打ちを探りながら学び合っていく
- **感動型帰りの会**
教師が感動的な事実や資料等を紹介し、心を耕していく
- **追求型帰りの会**
一つの行為を中心に取り上げ、学級で討論していく
- **評価点検型帰りの会**
諸活動を班や学級全体で評価点検し合っていく
- **内省型帰りの会**
自分や仲間の弱さを出し合い、互いに内省し合っていく
- **問題解決型帰りの会**
係から提示された問題点を話し合い、解決していく
- **連絡型帰りの会**
部会報告や班長会等からの連絡・提案事項等について意見を求めていく

